



平成 24 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 明 星 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 大 谷 壽 輝
(コード番号 1 9 7 6 大証第 1 部)
問 合 せ 先 取締役執行役員 印 田 博
財 務 部 長
(TEL 06-6447-0275)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 21 年 5 月 8 日開催の取締役会決議により、株主の皆様のご承認を条件として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下、「旧プラン」といいます。）を導入し、同年 6 月 26 日開催の当社第 67 回定時株主総会において株主様のご承認をいただきました。旧プランの有効期限は、平成 24 年 3 月期にかかる定時株主総会の終結の時までとされております。

当社は、平成 24 年 5 月 11 日開催の当社取締役会において、引き続き当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財産及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社施行規則第 118 条第 3 号イに定める。以下、「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、新株予約権の無償割当てを用いた、事前警告型買収防衛策（以下、「本プラン」といいます。）を、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認を条件として導入することを決議いたしました。

本プランの導入に関して、本総会において出席した株主の皆様の過半数により承認、可決されることを条件に効力を生じることとしてしております。

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として、当社の株式について株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社株式に対する大量買付がなされた場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、昨今、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。そして、かかる株式の大量買付のなかには、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提供するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社はこのように、当社の企業価値、株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれがある買収者については、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。当社といたしましては、長年培ってきた当社の企業風土を背景として、中長期的な視点に立った事業展開を行い、もって当社の企業価値・株主共同の利益を向上させる者が、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として望ましいと考えております。

二 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、近年「エネルギー」と「エコロジー」の豊かな共存こそが、企業に課せられた重要なテーマといわれるなかで、昭和 19 年の創業以来、「顧客の創造と信頼の確保」、「社会への貢献」、「未来への挑戦」という経営理念に基づき、コア事業である断熱工事・技術を通じてエネルギーの有効利用に貢献するとともに、事業領域拡大を図り、燃焼技術を基礎としたボイラーの製造・据付、クリーンルーム内装工事および環境関連にも取り組んでまいりました。

こうした中で、当社の技術力は、ユーザーから高い信頼を得るとともに、地球規模の課題である省エネルギーや環境保全の推進により、企業価値の向上および株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、(1)国内・海外市場において長年培ってきた事業の豊富な実績と確かな技術力、(2)世界的テーマである環境分野の事業領域の拡大と施工実績、(3)ユーザーのあらゆるニーズに対応可能な設計・施工のトータルエンジニアリング体制などにあります。

変化の激しい事業環境のなかで、当社の経営理念に基づき、「改革、スピード&チャレンジ」をキーワードに、全てのステークホルダーの皆様との信頼関係を構築しながら、中長期的観点に立ち安定的に企業価値を向上させるため、経営諸施策を確実に実施し、常に未来に挑戦してまいります。

2. 中期経営計画について

当社は、平成 24 年 3 月期を最終年度とする中期経営計画の目標達成に向けて取り組んでまいりました。しかし、歴史的な円高と欧州債務危機。そして、東日本大震災と原発事故、電力需要の逼迫など試練のときでもありました。激動する事業環境にあって数値目標については誠に不本意な結果を余儀なくされました。

これを受け、将来のあるべき姿と現実的課題の解決を図るため、本年 4 月に中期経営計画（平成 24 年度～平成 26 年度）を新たにスタートさせ、「明日の希望に向けて前進」と位置付け、この難局に立ち向かうため、従来の経営基盤を更に強化するとともに、グローバル化に対応できる人材・意識変革を行い、迅速かつ効率的な経営を構築することを柱として、先ず一步前進させるため施策として、次の重要項目を挙げております。

当社は、中長期的視点に立ってこれらを継続的に維持、発展させていくことが一層の企業価値および株主共同の利益の向上につながるものと考えております。

(1) 競争力の強化

永年培ってきた断熱の技術力・工事施工能力、世界規模での実績・信頼、ブランド力を如何なく発揮して、技術開発・新工法開発の差別化による技術競争力、生産・資材・労務調達の多様・効率化によるコスト競争力、グループ各社の拠点を活用し、顧客の要求を満足させる原点に回帰した営業競争力と人材の育成・企業風土の醸成、財務基盤の充実など企業競争力の強化に努め、収益力の強化に取り組んでまいります。

(2) 海外事業領域の拡大と強化

世界的なエネルギー需要・環境問題の高まりにより活発化する海外市場へのグローバルな事業展開の強化に加え、国内市場の低迷・縮小基調に即応すべく国内の既存・新規顧客の深耕と拡大、新たな事業領域の創出を推進してまいります。

(3) 組織の活性化

技術・工事施工には、高度な専門性を有する有能な人材が不可欠であり、若手人材の活性化など中長期的な人材の育成・確保、グローバル的意識の変革に努めるとともに事業環境に応じた弾力的・機動的な組織体制化の推進を図ります。

(4) 財務基盤の有効活用

前中期経営計画期間中に新規グループ会社を 3 社設立いたしました。今後も事業分野の拡大を図るため、資産効率を高める新たな成長への投資など経営資源の有効活用

に取組んでまいります。

3. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営責任と業務執行責任を分離し、経営としての意思決定の迅速性と業務執行の効率化を図る体制を構築いたしております。また、社外監査役を含む監査役は、監査役会への出席、意見陳述や会計監査人との連携等により監査役としての職務を円滑に遂行しており、十分機能いたしております。

当社グループは、経営の透明性の維持、適時適切な情報開示の実施、諸施策に取り組むことがコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考えと位置づけ、今後も、業務執行の監視体制を強化し、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

当社は、上記の「基本方針」に照らして企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるためには、長年培ってきた企業風土を背景とした中長期的な視点に立った事業展開が必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付を行う者により確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになると考えております。

外部者である買収者からの買収の提案を受けた際に、株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成するさまざまな事項を適切に把握したうえで、当該買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断することは、必ずしも容易ではありません。

これらの事情に加え、当社の発行する株式は、今後その流動性が増す可能性もあることも踏まえ、当社といたしましては、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えます。

そこで、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する目的をもって本プランを導入することといたしました。

なお、本日現在、当社株式の大量買付に関する提案等は一切ありません。また、平成 24 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は、別紙 5「株式の状況」のとおりです。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランの概要については、別紙 1「フローチャート」をご参照下さい。

① 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下、「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様に対し、当社取締役会が策定する事業計画や代替案等を提示するなど、買付者等との交渉を行っていくための手続を定めています。

② 本新株予約権の発行

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行うなど、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については後記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項

が付された新株予約権（その主な内容は別紙4「新株予約権無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下、「本新株予約権」といいます。）をその時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割当てます。

③ 本プランの合理性を高める仕組みの設定

当社は、本新株予約権の発行、不発行等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、社外監査役や社外の有識者等、当社経営陣から独立した3名以上の委員から構成される独立委員会を設置します。（独立委員会の委員の選任基準、決議要件および決議事項等については別紙2「独立委員会規程の概要」をご参照ください。）

当社取締役会は、本プランの発動（本新株予約権の無償割当て。以下同じ。）に先立ち、独立委員会に対して、本プランの発動の是非について諮問し、独立委員会は、買付者等による買付等の内容につき評価・検討の上、当社取締役会に対する勧告を行います。独立委員会の決定は、原則として構成員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して最終的な決定を行います。なお、独立委員会の委員の氏名および経歴は別紙3「独立委員会委員の氏名及び略歴」のとおりです。

また、当社取締役会は、買付等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮のうえ、当社取締役の善管注意義務等に照らして必要があると判断した場合は、株主総会を招集し、本プランの発動に関する株主の皆様意思を確認することができるものとされています。（後記(3)「本プランの発動に係る手続」⑤をご参照ください。）さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

④ 本新株予約権の行使・取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの導入手続

本プランの導入手続については、当社定款第12条の規定に基づき、本定時株主総会における決議により、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を、当社取締役会に委任していただきます。

ただし、本プランの有効期限前であっても、当社は取締役会が必要と認めるときは、いつでも取締役会の決議によって本プランを廃止することができるものとします。

(3) 本プランの発動に係る手続

① 対象となる買付等

本プランは、以下の(a)又は(b)に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

(a) 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上になる買付等

(b) 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株券等保有割合の合計が20%以上になる公開買付け

② 買付者等に対する情報提供の要求

上記①に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める情報（以下、「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出して頂きます。

当社取締役会は、買付者等から提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に本必要情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供して頂きます。

記

- (a) 買付者等およびそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
 - (b) 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含みます。）
 - (c) 買付等の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容およびそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
 - (d) 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
 - (e) 買付等の後の当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
 - (f) 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社にかかる利害関係者に対する対応方針
 - (g) その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報
- ③ 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

(a) 当社取締役会の検討作業

当社取締役会は、買付者等から本必要情報（追加提出分を含む。）を受領してから、i）対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付等の場合には60日、ii）その他の買付等の場合には90日の間に（以下、「検討期間」といいます。）、本必要情報の評価・検討、買付者等との交渉あるいは買付等に対する意見形成、代替案の策定等を行うものとします。買付等は、検討期間が経過した後に初めて実施されるものとします。

また、当社取締役会は、原則として、検討期間内に、独立委員会に対する諮問および独立委員会からの勧告を経て、本プランの発動の是非に関する決定を行います。検討期間内に本プランの発動の是非に関する決定を行うに至らない場合には、その決議により、買付者等の買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の作成等に必要とされる範囲内で検討期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとします（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。以下、同じとします。）。当社取締役会は、検討期間の延長の決定を行うに先立ち、独立委員会に対してその是非について諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、最終決定を行うものとします。検討期間を延長するに至った場合は、当社取締役会はその理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、買付者等が本必要情報を提出しない場合、その他本プランに定める手続を遵守しない場合も、本プランの発動の是非について、独立委員会に諮問を行います。

(b) 独立委員会による検討作業

独立委員会は、当社取締役会から本プランの発動の是非について諮問されたときは、買付等の内容につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。

独立委員会は、買付者等に対して、直接又は当社取締役会を通じて、独立委員

会における決議および勧告のために必要な検討資料その他の情報の提供を求めることができます。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他の情報の提供を求めることができます。

独立委員会は、検討期間の延長の是非について諮問されたときも、これを評価・検討の上、当社取締役会に対する勧告を行います。

独立委員会の評価・検討が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

(c) 情報開示

当社は、買付者等が現われた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実および本必要情報その他の情報のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

④ 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者等が現われた場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して、次の(a)又は(b)に定める勧告をした場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、決議後速やかに情報開示を行います。

(a) 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が後記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本プランを発動することが相当であると判断した場合には遅滞なく、当社取締役会に対して、本プランの発動を勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦、本プランの発動を勧告した後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（別紙4「本新株予約権の無償割当ての概要」5.において定義されます。）までの間、（無償割当ての効力発生時までは）本新株予約権の無償割当てを中止、又は（無償割当ての効力発生日後は）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後、買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が後記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当しないか、又は該当しても、本プランの発動により本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でない場合

(b) 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付等の内容につき検討等した結果、買付者等による買付等が後記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない、又は該当しても本プランを発動することが相当でないと判断した場合には遅滞なく、当社取締役会に対して、本プランの不発動を勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦、本プランの不発動を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、後記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当することとなった場合には、本プランの発動の勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告するこ

とができるものとします。

(c) 株主総会開催の勧告

独立委員会は、上記(a)又は(b)の勧告を行うに際し、本プランの発動又は不発動に関する株主の皆様の意思を確認すべき旨の意見を付することができます。

⑤ 取締役会の決議・株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、本プランの発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

ただし、当社取締役会は、次の場合には、独立委員会における手続に加えて、株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本プランの発動又は不発動に関する株主の皆様の意思を確認することができます。

この場合、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに株主意思確認総会を開催し、本プランの発動の是非に関する議案を付議するものとします。また、当社取締役会は、本プラン発動の是非に関する株主意思確認総会の決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について速やかに情報開示を行います。

(a) 買付者等による買付等の内容、時間的猶予、株主総会事務等の事情を考慮のうえ、当社取締役の善管注意義務等に照らして、株主意思確認総会を招集することが必要かつ相当である場合

(b) 独立委員会が本プランの発動又は不発動に関する株主の皆様の意思を確認すべき旨の意見を付した場合

株主意思確認総会が開催された場合、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議の結果に従うものとし、株主意思確認総会において本プランの発動にかかる議案が否決された場合には、本プランを発動いたしません。

買付者等ならびにその共同保有者および特別利害関係者は、当社取締役会が本プランの不発動に関する決議を行うか、株主意思確認総会において本プランの発動にかかる議案が否決されるまでの間、買付等を実施してはならないものとします。なお、当社取締役会は、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(4) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し本プラン発動することが相当と認められる場合、前記(3)「本プランの発動に係る手続」⑤に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、前記(3)「本プランの発動に係る手続」④のとおり、買付等が下記の要件のいずれかに該当し、本プランを発動することが相当か否かに関する当社取締役会の決議については、必ず独立委員会の勧告手続を経て決定されることになります。

記

① 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

② 次に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

(a) 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取を要求する行為

(b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

(c) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

③ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行う

ことをいいます。)等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

- ④ 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合
- ⑤ 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報が提供されず、又は提供された場合であっても著しく不十分な提供である場合
- ⑥ 買付等の条件(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の現実可能性、買付等の後の経営方針・事業計画および買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分又は不適当な買付等である場合
- ⑦ 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係又は当社の企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(5) 本新株予約権の主な内容

本プランに基づく本新株予約権の無償割当ては、別紙4「新株予約権無償割当ての要項」に記載のとおりですのでご参照下さい。

(6) 本プランの適用開始、有効期限、廃止および変更

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を停止条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期間は、平成27年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主意思確認総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。

また、当社は、本プランの有効期間中に、金融商品取引法等、関係法令等の改正・整備等を踏まえた当社取締役会の検討に基づき、企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実および(変更の場合には)変更等の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

(7) 株主の皆様等への影響

① 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

② 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が、新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他下記③「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使にかかる手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。

ただし、当社は、下記③「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続」(c)に記載する手続により、非適格者⁹以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる

取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することになり、保有する当社株式1株当たりの価額の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日後や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあり、その場合には、当社株式の株価が相当程度変動することがあります。

③ 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(a) 新株予約権者の権利確定の手続

当社取締役会において、本プランを発動し、新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てにかかる割当期日を公告いたします。

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において新株予約権者となります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使にかかる本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき、1株の当社株式が発行されることになります。

(c) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面を提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。別段の定めがない限り同じとします。

² 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。別段の定めがない限り同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。別段の定めがない限り同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。別段の定めがない限り(3)①(b)において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。別段の定めがない限り同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。別段の定めがない限り同じとします。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項で定める者を除きます。別段の定めがない限り同じとします。

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。別段の定めがない限り同じとします。

⁹ 非適格者とは、別紙 4「新株予約権無償割当ての概要」6. 本新株予約権の行使条件で定義されている者をいいます。

四 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、本プランの設計に関し、以下の事項を考慮し、本プランが基本方針に従い、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1. 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、前記一「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に記載のとおり、企業価値を向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針の考え方に沿って導入されたものです。

2. 本プランが当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

(1) 株主の意思を重視していること

本プランは、上記三「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」1. に記載のとおり、株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであり、特定の株主又は投資家を優遇あるいは拒絶するものではありません。

また、本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入されるものであり、本プランの有効期間は平成 27 年 3 月期にかかる定時株主総会の終結の時までですが、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主意思確認総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとされており、その意味で、本プランは株主の皆様のご意向が反映されることになっております。

(2) 買収防衛策に関する基本的枠組みを充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」と題する報告書にも十分配慮した内容になっております。

(3) 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みとなっていること

本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しております。

当社に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、買付等に対する本プランの発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく本プランの発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

また、本プランでは買付者等が、本プランにおいて定められた手続を遵守しない場合、又は買付者等が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合にのみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

さらに、当社取締役会が株主意思確認総会の開催を決定した場合には、本プランの発動の是非の決定は株主意思確認総会の決議に委ねられ、この点においても、当社取締役会による恣意的な発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

(4) 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランの発動などの運用に際しての実質的な判断は、独立委員会により行われることとされています。独立委員会は、第三者の助言を得ることができ、その判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

なお、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示することとされており、透明性が確保されている仕組みとなっています。

(5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止できるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

従って、本プランは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、むしろ株主共同の利益に資するものです。

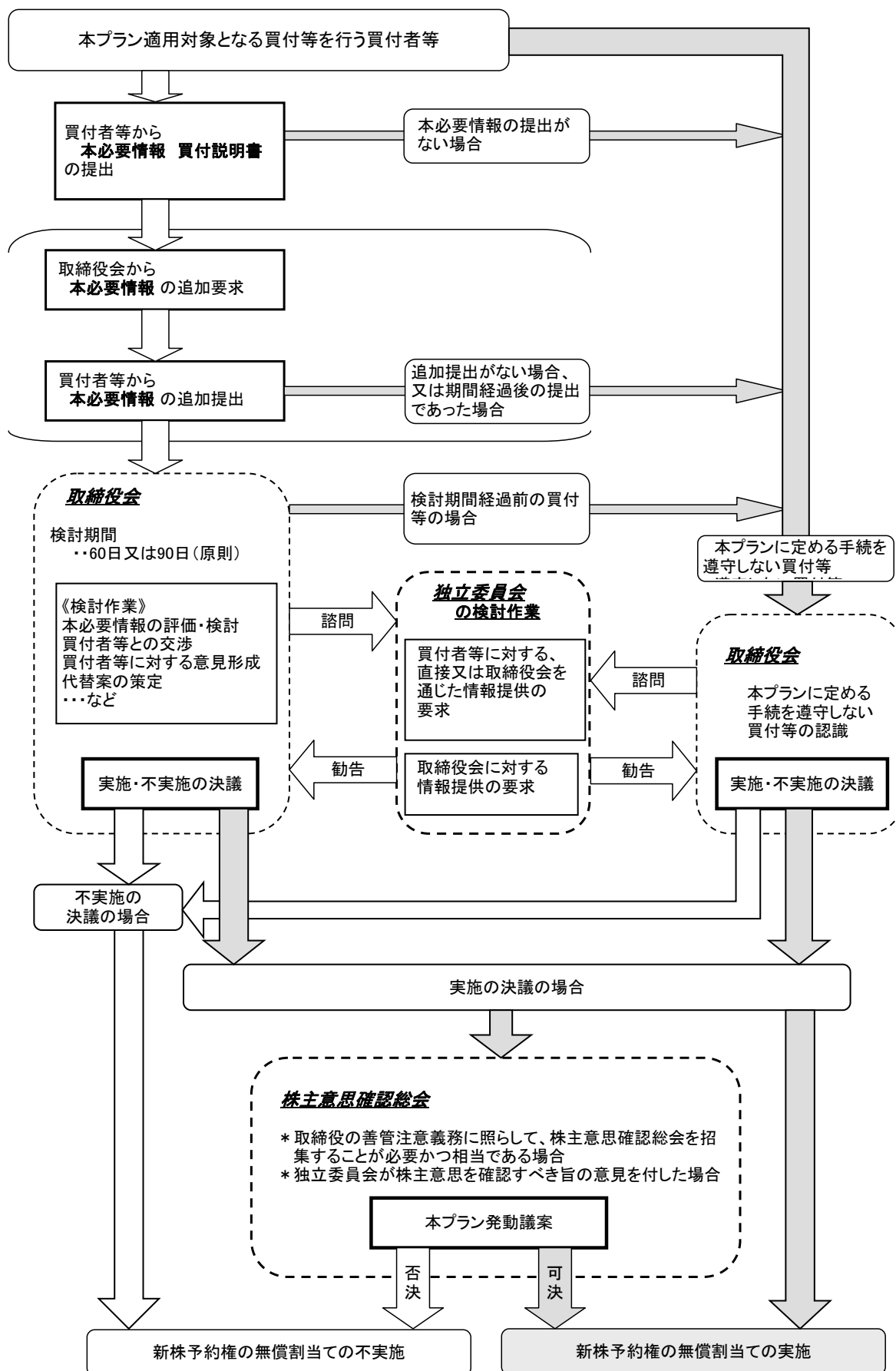
3. 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

上記のとおり、本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

また、当社は、買付者等との協議、交渉、評価期間の延長および発動事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置します。当社取締役会は、本プランの発動若しくは不発動、あるいは発動の中止又は撤回を最終的に決定するに当たって、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

以上より、本プランは、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

【別紙1】 フローチャート



【別紙 2】

独立委員会規程の概要

- 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- 独立委員会の委員は3名以上とし、(1) 現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下、合わせて「当社等」という。）の取締役、又は監査役（ただし、社外監査役を除く。以下同じ。）等となったことがない者、(2) 現在又は過去における当社等の取締役又は監査役の親族でない者、(3) 当社等との間に特別利害関係がない者、(4) 実績ある法人経営者等、弁護士、公認会計士もしくは有識者又はこれらに準ずる者のいずれにも該当する者の中から、当社取締役会が選任するものとし、原則として、当社に対する善管注意義務条項等を含む委任契約を当社との間で締結しなければならない。
- 独立委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社社外監査役を兼務する独立委員会委員が監査役でなくなった場合、又は本プランが廃止された場合には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決議し、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。（ただし、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施につき、株主総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）なお、独立委員会の委員は、こうした決議にあたっては、当社の企業価値・株主の共同の利益に資するか否かという観点から意見を述べ、決議に参加しなければならない、専ら自己又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施
 - ② （必要に応じて）株主意思確認総会の開催の是非
 - ③ 検討期間の延長の是非
 - ④ 本プランの修正又は変更に関する議案の株主総会に対する付議の可否
 - ⑤ 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - ⑥ 前各号に定める他、当社取締役会が判断すべき事項の内、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- 独立委員会は、買付者等から当社取締役会に対して提供された全ての資料、ならびに当社取締役会によるこれらの情報に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他独立委員会における決議および勧告のために必要な情報の提出を当社取締役会に求めることができる。また、買付者等に対しても、直接又は当社取締役会を通じて、独立委員会が適宜必要と認める検討資料その他情報の提供を求めることができる。
- 独立委員会が必要とするときは、当社取締役、監査役、相談役、顧問、会計監査人又は従業員を独立委員会に出席させて、必要な事項の報告を求め、意見を述べさせることができる。
- 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- 独立委員会は、独立委員会規程に基づき、各独立委員会委員が招集した際に、開催する。
- 独立委員会は、独立委員会委員の全員が出席して成立し、出席者の過半数の賛成をもって決議する。ただし、独立委員会委員がやむをえない理由により欠席した場合には、独立委員会委員の過半数が出席して成立し、出席者の過半数の賛成をもって決議する。

【別紙 3】

独立委員会委員の氏名及び略歴

独立委員会の委員の氏名及び略歴は次のとおりであります。

上 村 恭 一（うえむら きょういち）
（昭和 15 年 3 月 29 日生）

略 歴： 昭和 45 年 4 月 公認会計士上村恭一事務所代表（現任）
平成 7 年 6 月 当社社外監査役（現任）
平成 21 年 7 月 誠光監査法人代表社員（現任）

上村恭一氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める当社の社外監査役であります。
なお、同氏と当社の間に特別の利害関係はありません。

吉 竹 英 之（よしたけ ひでゆき）
（昭和 11 年 11 月 1 日生）

略 歴： 平成 6 年 7 月 南税務署長
平成 7 年 9 月 税理士登録開業（現任）
平成 9 年 6 月 当社社外監査役（現任）

吉竹英之氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める当社の社外監査役であります。
なお、同氏と当社の間に特別の利害関係はありません。

礪 川 正 明（いそかわ まさあき）
（昭和 21 年 3 月 8 日生）

略 歴： 昭和 53 年 4 月 大阪弁護士登録
昭和 55 年 12 月 礪川正明法律事務所（現グローバル法律事務所）開設
平成 9 年 12 月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社社外監査役（現任）
平成 12 年 4 月 大阪弁護士副会長就任

なお、同氏と当社の間に特別の利害関係はありません。

【別紙 4】

新株予約権無償割当ての概要

1. 割当対象株主

本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が定める基準日（以下、「割当期日」という。）における株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の保有する自己株式を控除します。）1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的とする株式の種類及び数

本新株予約権の目的とする株式の種類は当社株式¹とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、別途調整が無い限り1個とする。

3. 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式の総数（ただし、同時点において当社の保有する自己株式の数を除く。）を上限とする。

4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。

5. 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。ただし、下記8.の規定に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得にかかる本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

6. 本新株予約権の行使条件

（Ⅰ）特定大量保有者²、（Ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（Ⅲ）特定大量買付者³（Ⅳ）その特別関係者、（Ⅴ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅳ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、（Ⅵ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅴ）に該当する者の関連者⁴（以下、（Ⅰ）ないし（Ⅵ）に該当する者を「非適格者」という。）のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができる。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができない（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使できるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記8.のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となる。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての説明・保証条項、補償条項その他誓約文言を含む当社所定の書式による書面を提出しない場合も、本新株予約権を行使することはできない。

7. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

8. 本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、すべての本新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての効力発生日から本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。
また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が別途定める日の到来をもって、その者の有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができものとし、その後も同様とする。

¹ 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式および②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとする。

² 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。ただし、①当社、当社の子会社又は当社の関連会社、②当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者であると当社取締役会が認めた者であって、かつ、特定大量保有者になった後 10 日間（ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができるものとする。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者ではなくなった者、③当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定大量保有者になった者であると当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）、④その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）は、特定大量保有者に該当しないものとする。

³ 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下、同じとする。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含む。）にかかる株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）をいう。ただし、①当社、当社の子会社又は当社の関連会社、②その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）は、特定大量買付者に該当しないものとする。

⁴ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）、又はその者と協調して行動する者をいう。

【別紙 5】

株式の状況（平成 24 年 3 月 31 日現在）

1. 発行可能株式総数 190,000,000 株
2. 発行済株式の総数 63,386,718 株
3. 株 主 数 5,984 名
4. 大株主（上位 10 名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大同生命保険株式会社	4,032 千株	7.1 %
株式会社三井住友銀行	2,758 千株	4.9 %
株式会社みずほ銀行	2,757 千株	4.9 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,743 千株	4.8 %
財団法人富本奨学会	2,695 千株	4.8 %
株式会社みずほコーポレート銀行	2,533 千株	4.5 %
日本生命保険相互会社	2,450 千株	4.3 %
第一生命保険株式会社	1,930 千株	3.4 %
明星工業取引先持株会	1,706 千株	3.0 %
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,400 千株	2.5 %

（注） 当社は、6,745,447 株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外いたしております。なお、持株比率は自己株式を控除して計算しております。